2024年
12月2日

従来の健康保険証は廃止※に

マイナ保険証の準備はお早めに!!

国の方針により今年の12月2日をもって、健康保険証の新規発行はできなくなることが決定しています。
マイナ保険証の取得・登録手続きがお済みでない方は早めに済ませておいてください。

健康保険証 ▶ マイナ保険証 切り替えのスケジュールを把握しておこう

2024年		2025年
10月～11月	12月2日	12月1日
「資格情報のお知らせ」を交付	マイナ保険証の本格運用スタート! 従来の健康保険証発行終了※	切り替えはお早めに!! 移行期間は原則1年 「資格確認書」を発行 マイナンバーカード・マイナ保険証をお持ちでない方を対象に発行します。 ※2024年12月1日までに発行された従来の健康保険証は、2025年12月1日まで利用できます。	従来の健康保険証使用終了※ (翌日以降使用不可) マイナ保険証に一本化!

「資格情報のお知らせ」をお届け*します

*事業主経由でお渡しします。任意継続被保険者の方は、ご自宅へ郵送いたします。

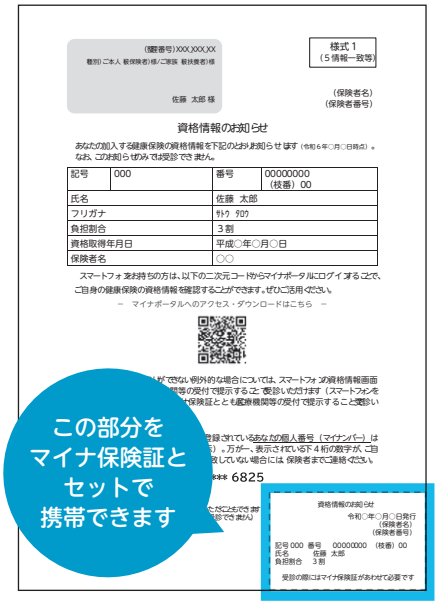
様式1
(5情報一致等)

(被保険者番号)XXX-XXX-XX
(世帯別)ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

佐藤 太郎 様

(保険者名)
(保険者番号)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年○月○日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名		佐藤 太郎	
フリガナ		ｻﾄｳ ﾀﾛｳ	
負担割合		3割	
資格取得年月日		平成○年○月○日	
保険者名		○○	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －

※様式は変更される場合があります。

この部分をマイナ保険証とセットで携帯できます

みなさんの健康保険の資格情報とマイナンバーの下4桁等を記載した「資格情報のお知らせ」をご加入者一人ひとりにお届けします。お手元に届きましたら、内容に誤りがないかご確認いただき、大切に保管してください。

医療機関にかかるときは、マイナ保険証と一緒に持参することをおすすめします。

「資格情報のお知らせ」はこんなときにご利用いただけます

1 医療機関等にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えないとき
「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示すると、保険診療が受けられます。

2 健保組合へ申請するとき
健保組合への各種申請には健康保険の記号・番号の記載が必要です。従来の健康保険証廃止後は「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

!ご注意
マイナ保険証とセットでないと健康保険が使えません